

# 令和2年第10回廿日市市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和2年9月8日(火)  
午前10時00分開会 午前11時10分閉会
2. 場 所 吉和福祉センター すこやかホール
3. 出席委員(農業委員13名)
  - 1番 中田 安義
  - 2番 木浦 紀幸
  - 3番 神鳥 正貴
  - 4番 中山 誠治
  - 5番 岡 真由美
  - 6番 古川 憲吾
  - 7番 宮本 孝博
  - 9番 是佐 恵美子
  - 10番 山田 政則
  - 11番 河井 孝之
  - 12番 岩木 國明
  - 13番 沖村 弓枝
  - 14番 河野 義刀

(推進委員12名)

登 宏太郎	岩本 博志	岡村 昭男	吉田 雅子	清水 透
堀田 良昭	小西 礼子	黒田 球貴	松井 祥壮	倉本 良夫
三田 邦男	安井 多佳子			
4. 欠席委員(1名)

8番 梶原 安行	推進委員 三田 邦男	推進委員 安井 多佳子
----------	------------	-------------
5. 議事録署名委員

3番 神鳥 正貴	4番 中山 誠治
----------	----------
6. 会議に出席した委員以外の者  
なし
7. 服務のため出席した者

農業委員会	事務局長	河内 光也
	係 長	比良 大助
	主任主事	武田 枝梨加
(佐伯支所)	主 査	西田 昭子
(吉和支所)	専 門 員	西本 真
(大野支所)	主 幹	小林 公明
(宮島支所)	主任主事	佃 雅文
8. 会議に諮った議題  
《審議事項》
  - (1) 議案第43号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について(利用権賃借)
  - (2) 議案第44号 農地法第3条の規定による許可申請について
  - (3) 議案第45号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
  - (4) 議案第46号 相続税の納税猶予に関する適格者の証明申請について
  - (5) 議案第47号 「「農地法第43条及び第44条の運用について」の制定について」等の一部改正について
  - (6) 議案第48号 廿日市市の農業・農村施策に対する提案書について

《報告事項》

- (1) 報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
- (2) 報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

9. その他

(開会 午前10時00分)

事務局	初めに河野会長の挨拶の後、会長が議長として議事を進行されます。よろしくお願ひします。
会長	会長挨拶。
議長	<p>廿日市市農業委員会会議規則第5条の規定により、議長を務めさせていただきます。</p> <p>ただいまから令和2年第10回廿日市市農業委員会総会を開会します。</p> <p>まず、本総会の成立を申し上げます。委員総数14名中、1名の欠席でございまして、在任委員の過半数の委員が出席されておりますので、農業員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本総会は成立をしております。</p> <p>続きまして、議事録署名委員を指名いたします。</p> <p>廿日市市農業委員会会議規則第20条第2項の規定に基づき、3番の神鳥委員、4番の中山委員のご両名にお願ひを申し上げます。それでは、ただいまから議事に入ります。</p> <p>まず初めに、審議事項に入ります。</p> <p>議案第43号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について議案としますが、番号67については、議席番号13番の沖村委員が関係する案件のため、沖村委員、退席をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">＝沖村委員 退席＝</p>
議長	それでは、事務局から説明をお願いします。
事務局	<p>議案第43号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の利用権賃借について、説明させていただきます。</p> <p>それでは、座って説明させていただきます。</p> <p>議案書は2ページに総括表、3ページに内訳、位置図は1ページになります。</p> <p>番号67番、農地の所在地は、原字西後畑、登記地目は田、関係者は議案記載のとおりです。面積は1筆の702平方メートルで、利用目的は畑です。期間は、公告日から令和7年8月31日までの使用貸借の新規設定を行うものでございます。</p> <p>地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い、内容を精査したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を</p>

	<p>満たしております。</p> <p>以上で、議案第43号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、番号67番の説明を終わります。</p> <p>ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、地元地区担当委員の意見をお伺いします。推進委員の岡村委員、お願いします。</p>
岡村推進委員	<p>原地区担当の岡村です。67番の議案について、ご説明させていただきます。8月28日、沖村委員と事務局2名と私で、計4名で現地確認を行いました。地図は1ページです。アルカディア・ビレッジがある北側にある田ですけれども、借受者は、麦やそばを作りたいということで、こちらをお借りしたいということの話がありました。意欲があるので、どんどん後畑も発展していただきたいと思いますので、何ら問題はないと思います。ご審議お願いいたします。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、地元委員の意見がありました。これについて、ご意見、ご質問等があればお願いをいたします。ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より意見等なし》</p>
議長	<p>意見がないようですので、お諮りをします。</p> <p>議案第43号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、承認することに異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より異議等なし》</p>
議長	<p>異議なしと認め、議案第43号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、承認することに決定をいたします。退席していた沖村委員、席へお戻りください。</p> <p style="text-align: center;">＝沖村委員 復席＝</p>
議長	<p>それでは続きまして、議案第44号 農地法第3条の規定による許可申請について、議案とします。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第44号 農地法第3条の規定による許可申請について、説明させていただきます。</p> <p>議案書は4ページに総括表、5ページ、6ページに内訳、位置図は1ページ、2ページになります。</p> <p>初めに番号199番、農地の所在地は、原字南後畑で、登記地目は田及び畑、面積は4筆の775.38平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。権利の移転理由は、譲渡人</p>

は所有者不在により農地の管理ができないため、譲受人は新規に農業経営を始めるため、有償の所有権移転でございます。

次に番号200番、農地の所在地は、吉和字石原中通で、登記地目は田及び畑、面積は2筆の1、459平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。権利の移転理由は、譲渡人は高齢のため耕作困難のため、譲受人は自宅に近く便利であるため、有償の所有権移転です。

次に番号202番、農地の所在地は、吉和字石原新橋で、登記地目は田、面積は1筆の73平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。権利の移転理由は、譲渡人は高齢のため耕作困難のため、譲受人は現在耕作している農地に隣接しており便利であるため、無償の所有権移転でございます。

譲受人は、保有する機械等から判断して、農地取得後も全ての農地を耕作するものと認められ、下限面積10アールを超えており、申請地周辺の農地の利用に支障が生じることは考えられないため、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件を満たしております。

以上で、議案第44号 農地法第3条の規定による許可申請について、説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりましたので、地元地区担当委員の意見をお伺いいたします。

199番、岡村委員、お願いします。

岡村推進委員

同じく原地区推進委員の岡村です。去る8月28日、先ほども説明したとおり、沖村委員と私と事務局2名で現地確認を行いました。地図は1ページで、先ほどのアルカディア・ビレッジ北側です。こちらは現在、所有者不在で財産管理人ということで、農地は少し荒れたような状態でしたが、利用権設定の先ほどの方ですが、農業経営を始めるということで、こちらにも麦やそばを植えて作りたいということで、大変意欲を感じられます。少しでも農地が荒れることがないならと思いますので、何ら問題ないように思います。ご審議をお願いいたします。以上です。

議長

200番、202番、中田委員、お願いします。

1番委員

番号1番の中田です。番号200番、番号202番について、ご説明いたします。初めに番号200番ですが、8月20日に岡委員と事務局とで現地確認に行きました。地図の2ページをご覧いただいたらと思いますが、面積の小さい農地のそばに家屋があると思いますが、譲受人は、この家屋も購入されております。それと併せて、今申請の農地を購入ということになりましたので、面積が大きい農地につきましては、圃場整備がしてあります。それで、本当に耕作されるのかという確認をしたのですが、機械の

	<p>購入も準備しているということで、小さい農地は畑として使われるということです。譲渡人がもう高齢ということで、吉和にある土地の整理をされるということも絡んでおりますが、大きい農地は、田として使われるということなので、特に問題はないと思います。審議のほどよろしくお願いいたします。また、番号202番ですが、これは、譲受人が隣に隣接する農地をもう耕作されております。先ほども申しましたように、譲渡人が高齢ということで財産の整理をされたのではないかと思います。特に問題はありません。審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいま3件の説明を頂きましたが、これについてのご意見、ご質問等があればお願いをいたします。ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より意見等なし》</p>
<p>議長</p>	<p>ほかにご意見等がありませんので、お諮りをいたします。</p> <p>議案第44号 農地法第3条の規定による許可申請について、許可することに異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より異議等なし》</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認め、議案第44号 農地法第3条の規定による許可申請について、許可することに決定をいたします。</p> <p>続きまして、議案第45号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、議案といたします。</p> <p>それでは、事務局から説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第45号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、番号179番、185番、186番、188番から190番、195番について、説明させていただきます。</p> <p>議案書は7ページから9ページ、位置図は3ページから7ページになります。</p> <p>初めに番号179番、農地の所在地は、宮内字東畑口の第2種農地で、登記地目は畑、面積は1筆の85平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。転用理由は、資材置場として利用するための申請でございます。</p> <p>次に番号185番、農地の所在地は、友田字乙丸の第2種農地で、登記地目は田、面積は3筆の2,035平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。転用理由は、太陽光発電事業を行うための申請です。</p> <p>次に番号186番、農地の所在地は、友田字乙丸の第2種農地で、登記地目は田、面積は2筆の1,404平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。転用理由は、太陽光発電事業を行うための申請でございます。</p> <p>続いて、番号188番、農地の所在地は、津田字原垣内の第2</p>

種農地で、登記地目は田、面積は1筆の879平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。転用理由は、太陽光発電事業を行うための申請でございます。

続いて、番号189番、農地の所在地は、津田字原垣内の第2種農地で、登記地目は田、面積は1筆の737平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。転用理由は、太陽光発電事業を行うための申請でございます。

次に番号190番、農地の所在地は、玖島字泉水の第2種農地で、登記地目は田で、面積は7筆の2,350平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。転用理由は、太陽光発電事業を行うための申請でございます。

次に、番号195番、農地の所在地は、永原字大久保の第2種農地で、登記地目は田、面積は4筆の1,710平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。転用理由は、資材置場として利用するための申請です。既に農地転用の手続を行わずに、農地以外の用途、資材置場として使用している農地が一部あるため、顛末書が提出されております。

以上で、議案第45号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただいま事務局の説明が終わりました。地元地区担当委員の意見をお伺いいたします。

179番、185番、186、188、189、190、195の7件について、お願いいたします。中山委員、179番。

4番委員

4番の中山です。8月14日に岩本推進委員、事務局2名と現地調査をしました。位置図は3ページで、県道に面している土地で、これは始末書も提出されておりますけれども、その裏側が四季が丘の団地になっておりまして、別に問題はないと思います。審議のほうよろしくお願ひします。

議長

続いて185、186、河井委員。

11番委員

11番の河井です。185番について説明をいたします。

8月17日、小西委員、事務局2名と現地確認をしております。なお、事業者の代理人からも説明を受けております。場所は地図の4ページで、右の乙丸橋というのがあるんですが、こっちへ下っていきますと渡之瀬ダム、あるいは大竹方面に行くところです。この申請の農地は、3年ぐらい前は、地元の人が水稻を作付しておられましたが、高齢のために現在は遊休農地となっております。今回、太陽光事業を行うための20年間の地上権の設定です。周りの農地、水路等について、何ら問題ないものだと思います。

続いて、186番について説明いたします。現地確認の日時、

場所等について、185番と直線で50メートルぐらいしか離れておりませんので、この辺りは省略させていただきます。  
これも185番の事業主が太陽光パネルを設置するもので、これは所有権の移転の申請です。周りの農地、水路等について、何ら問題はないものと思います。また、防草シートはどちらも張らないそうですが、適時地元の業者が草刈りや管理はするそうです。地元の人の迷惑にかかることがあれば、連絡してくださいとのことでした。185、186番について、よろしくご審議のほどお願いをいたします。以上です。

議長

続いて、188、189、木浦委員、お願いします。

2番委員

2番、木浦です。188、189の現地調査を報告します。

これは譲受人が同じで、地上権設定ということです。両方の譲渡人は、親戚ということです。場所は、地図の5ページになるのですが、下方に佐伯支所があります。これは、本所から吉和方面に向かって佐伯支所のところを右側に入り、約1キロぐらい行ったところに現場があります。それで、現地は道に面しておりますし、青い線の右側が山になっていて、隣接に直接被害ということはないと思います。人家も全くなしということで、それと現場は、譲受人の関連会社の従業員の方が立会してもらい説明を受けております。もちろん柵は設置されるそうですが、草は刈って管理するという話をされておりました。現場的には、別段それほど、太陽光等になっても問題はないと思われまますので、審議のほどよろしくお願ひいたします。以上です。

それと、現場の立会の日にちですが、8月19日、河野会長、神鳥委員、事務局2名とで現場を立会しております。それと、先ほど言ったように、関連会社の従業員1名の立会の上で現場を確認しております。よろしくお願ひいたします。

議長

続きまして、190番、岩木委員。

12番委員

12番の岩木です。番号190番のご報告をいたします。地図は6ページです。8月17日に、事務局職員2名の方と堀田推進委員、太陽光発電事業者1名の方と私とで現地を確認いたしました。地図を見ていただくとわかりますが、かなり奥でございませう。譲渡人は、玖島の荒れたところではあるのですが、有害獣の対策に苦慮されると共に年齢も耕作困難となり、今後の耕作について不安となり、譲受人の太陽光発電事業者へ所有権を移転をされることを考えられました。現在では、雑草が生い茂っている様子ですが、その雑草を刈り、現況の状況で太陽光パネルを設置され、フェンスも設置されますが、先ほど説明がありました、太陽光事業者が同じですので、防草シートはせずに、設置されるそうです。その周辺地域の里道水路については、隣接者の方と同意を確認されておりました。問題等はないと思いますので、ご審議のほど

	<p>よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>続きまして、195番、河井委員。</p>
11番委員	<p>11番の河井です。195番について、説明をいたします。 8月17日、三田委員、事務局2名と現地確認をいたしました。場所は、地図の7ページで、県道の大竹湯来線に面しており、上方500メートルぐらいのところにホームセンターがあります。もともとは近くの方が花木を作って管理しておられましたが、今回は露天の資材置場として利用するために所有権の移転の申請です。この土地の周りには農地はありませんので、何ら問題は無いものと思います。ただ、顛末書が提出されておりますが、現在の譲渡人の父の時と思われる。昭和初期頃だろうと思いますが、造園業の方に貸すときに県道の高さまでかさ上げして、一部、花木とか、一部は資材置場として利用されていたものと思われる。古い話なので、顛末書の内容のとおりとしたいと思います。以上です。</p>
議長	<p>ただいま7件の説明をいたしました。これにつきまして、ご意見、ご質問等があればお願ひをいたします。太陽光が多くなりましたね。どうですか、ご意見ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より意見等なし》</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、お諮りをします。 議案第45号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、許可することに異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より異議等なし》</p>
議長	<p>異議なしと認め、議案第45号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、許可することに決定をいたします。 続きまして、議案第46号 相続税の納税猶予に関する適格者の証明申請について、議案とします。 事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第46号 相続税の納税猶予に関する適格者の証明申請について、説明させていただきます。 これについては、租税特別措置法第70条6第1項の規定による相続税の納税猶予制度を受けるための適格者の証明申請です。 証明の可否に係るポイントとして、「被相続人が生前に農業を営んでいたのか」、「相続人自身が継続して相続により取得した農地で農業経営を行い、適正な農地管理を行うこと」などが認められるか否かとなります。 議案書は10ページで、位置図は8ページになります。</p>



	<p>番号183番、農地の所在地は、大野中央五丁目、登記地目は畑です。面積は1筆で649平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。</p> <p>書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行ったところ、農地は適正に耕作されており、適格である旨の証明は可能と考えます。</p> <p>以上で、議案第46号 相続税の納税猶予に関する適格者の証明申請についての説明を終わります。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>事務局から説明が終わりましたので、地元地区担当委員の意見をお伺いします。吉田委員、お願いします。</p>
吉田推進委員	<p>推進委員の吉田です。番号183番についてご説明いたします。地図は8ページの右下のほうになります。大野のインターチェンジへ向かう道路のすぐ近くになります。8月17日に山田委員、事務局と現地確認へ行きました。現地は果樹や家庭菜園など耕作されていまして、以前より草刈り等の管理もきちんとされています。ご自宅も畑に隣接されていますので、被相続人が亡くなって、相続人の子が引き続き耕作管理されます。相続で納税猶予の適格者として何ら問題ないと思われれます。審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいま説明いただきました。これについて、ご意見、ご質問等があればお願いします。ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より意見等なし》</p>
議長	<p>意見がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第46号 相続税の納税猶予に関する適格者の証明申請について、適格者である旨を証明することに異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より異議等なし》</p>
議長	<p>異議なしと認め、議案第46号 相続税の納税猶予に関する適格者の証明申請について、適格者である旨を証明することに決定をいたします。</p> <p>続きまして、議案第47号 農地法等に基づく処分に係る審査基準等（案）について、議案とします。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第47号 農地法等に基づく処分に係る審査基準等（案）について、説明させていただきます。</p> <p>資料は、議案第48号の資料②、横長のA4ホチキス留めになります。</p>

このたびの改正点ですけれども、平成30年11月に農業用ハウスなどの底面をコンクリート張りにする際に農地転用の5条許可が不要となり、農地のまま使用することができる仕組みが設けられておりました。8月に県からの通知で、平成30年11月以前に同じように底面をコンクリート張りにした農業用ハウスなどにつきましても、それよりさかのぼりまして農地とみなすという内容の改正がありました。改正点につきましては、お手元の資料②の新旧対照表に記載されているとおりでございます。この内容につきましては、農業委員会としてもこれをリストアップしまして、後日確認を行う予定でございます。以上で、議案第47号 農地法等に基づく処分に係る審査基準等（案）について、説明を終わります。

議長

ただいま説明いたしましたとおりでございます。ビニールハウスの中の農地に関する改正、農地法適用の改正に伴うものでございます。これについて、ご質問、ご意見等があればお願いいたします。ご意見がないようですので、お諮りします。議案第47号 農地法等に基づく処分に係る審査基準等について、異議ございませんか。

《委員より異議等なし》

議長

異議なしと認め、議案第47号 農地法等に基づく処分に係る審査基準等について、決定をいたします。

続きまして、議案第48号、先ほど少し述べましたが、挨拶で、議案第48号 廿日市市の農業・農村施策に対する提案書について、議案とします。

この案件につきましては、前回、前々回からの継続審議になっております。それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第48号 廿日市市の農業・農村施策に対する提案書について、説明させていただきます。

議案書は12ページですが、議案第48号資料①、A4のホチキス留め縦長の提案書を御覧ください。

この案件につきましては、前回の総会からの継続審議案件でございます。前回、皆様からいただいた提案書から先日行われました市長との意見交換会の中で提案のあった内容を今回主に付け加えて、修正させていただいております。

それでは、読み上げさせていただきます。ページをお開きください。1の有害鳥獣対策、黒字からになります。

『有害鳥獣による農作物の被害は、年を追うごとに深刻さを増しています。収穫直前の農作物が被害に遭うことは、経済的な損失だけではなく、農業従事者の耕作意欲を失い、やがては耕作放棄地となり、ひいては有害鳥獣のすみかにもなりかねません。また、昨今、有害鳥獣は、市街地にまで出没するなど、市民生活を脅

かす事例も発生しています。

このような状況は、有害鳥獣の行動範囲の拡大や狩猟者の高齢化や減少により、捕獲などの防止柵を実施している農業従事者にとっては、費用等で大きな負担となっています。さらに、捕獲後の処理等も課題であり、有害鳥獣を地域資源として有効活用できるような仕組みが必要です。年間を通じて安定した捕獲数を確保し、供給するための加工処理施設の整備や新たな狩猟者の育成、また狩猟期間の見直しや延長が必要です。よって、有害鳥獣対策において、農業従事者自らが防止柵を行うことにもう既に限界にきていることから、市においてもさらなる施策を充実されるべく、次のことを提案します。

1、箱わな・防止柵等の設置や管理に必要な各種補助制度の充実を図ること。2、狩猟者の育成・確保を図るため、維持管理に係る経費への支援の充実を図ること。3、捕獲した有害鳥獣をジビエとして活用するための加工処理施設を整備すること。4、狩猟期間の延長等を県へ要望すること。』

続いて、2の担い手育成についてです。

『少子高齢化、人口減少が進む中、農業従事者数や農地面積が減少し続けるなど、農業の現場は依然として厳しい状況である。特に中山間地域は、農業従事者の高齢化などにより、後継者や担い手がなかなか見つからず、また、未整備で条件の悪い農地が多く、耕作放棄地の増加にもつながっています。このような条件のよしあしにかかわらず、農業の継続につながる施策を講じる必要があります。現在、新規就農者の育成として、JA佐伯中央と連携して取り組んでいる、新規農業経営者育成事業がありますが、兼業農家であり、小規模農地所有者である定年帰農者やIターン就農者を専門化し、小規模農家として地域の担い手とし、育成を図ることが重要だと考えており、これが耕作放棄地の増加防止になるだけでなく、周囲に対して相乗効果が見込まれます。よって、新たな担い手の育成として、次のことを市に対して提案します

1、兼業農家である定年帰農者の専門化を図り、地域の担い手として育成すること。2、Iターン就農者の支援を強化すること。3、相談窓口及び各種支援制度の積極的な周知を行うこと。4、関係機関と連携を強化し、営農計画から販売までの個別の指導・援助を継続して行うこと。』

続いて、3、農業用施設、農道・水路等の維持管理についてです。『地域の農業従事者が集まり、定期的に農道の草刈りや水路の清掃などの維持管理を行っていたが、昨今、農業従事者の減少や高齢化により、農道・水路の維持管理が困難な状況になりつつあります。これまで、環境保全・衛生面の観点から維持管理を行っているものの、年に数回行う清掃等が地域の農業従事者にとって体力面及び経済面で大きく負担がのしかかっています。地域にとっても農道や水路は、農業を行う上で非常に大切な施設であります。将来にわたり農地を守っていくためにも、地域の農業従事

者が維持管理していくことは非常に困難であることから、次のことを提案します。

1、市で農道・水路等の維持管理について、何らかの支援策を講じること。』を提案します。以上です。

この提案書につきましては、昨年度までは、いろいろな項目を掲げて提出しておりました。しかし、今年度は、この「有害鳥獣」、「担い手」、「農業施設の維持管理」に重点的に提案したいと考えております。この提案書についてなんですけれど、10月6日に市長、同じく10月中に議長へ提案書を提出したいと考えております。以上で、議案第48号 廿日市市の農業・農村施策に対する提案書についての説明を終わります。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

ただいま事務局から説明がありました。

これにつきましては、もう7月から8月を通じて、皆さんからのご意見を頂いて、まとめて、そしてまた今回初めてのことでもございましたが、市長と我々農業委員の意見交換会等も行う事が出来たので、意見の集約したものでございます。

これについて、皆さんからのご意見等があれば伺い、また、ここをこうして少し付け加えたとか、こうしたほうが良いのではないかというご意見があれば、意見を出してください。お願いします。局長のほうから何か。

事務局

これは、市長との意見交換会のものを中心とし、委員の皆様から頂きました提案等を織り交ぜながら、今回、提案書を作っております。

事前に送ればよかったですけれども、間に合わず、送ることができなかつたので、今回意見をとと言われてもなかなか難しい面もあろうかとは思っています。いま一度、ご自宅で見ていただきまして、また改めまして事務局ほうにご意見を頂けたらと思っています。

一応、基本ベースはこれで、10月6日に市長へ、まだ議長は日程等まだ調整中なのですが、10月中に議長へ、会長と職務代理と事務局で提案をさせていただければと今、考えております。ですから、9月下旬ぐらいまでに何かご意見等ございましたら、また事務局へ言っていただければよろしいかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長

局長が言われましたように、せっかくの会議ですから、大体の骨子はまとめたものでございますが、ここはこうというようなことはありませんか。なかったら、また後日、事務局へ、電話等で意見を述べて、またそれが適正なら、それをまとめて提案書にするということの説明が今ありましたが、皆さん、何かご意見はありませんか。よろしいでしょうか。ご意見がないようですので、お諮りをいたします。

	<p>議案第48号 廿日市市の農業・農村施策に対する提案書については、10月6日に私と沖村職務代理者で市長、また議長に提案はまた調整するということをございます、そして、渡したいと思ひますが、この案で御意見ございせんか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より意見等なし》</p>
議長	<p>異議なしと認め、議案第48号 廿日市市の農業・農村施策に対する提案書について、市長、議長へ提出することに決定をいたします。</p>
議長	<p>続いて、報告事項に入ります。 報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による提出について、報告をします。 事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、説明させていただきます。 議案書は13ページ・14ページ、位置図は9ページから11ページになります。 今月の報告は、令和2年7月13日から令和2年8月11日までの間に受理した4件でございます。 議案の朗読は省略させていただきます。 番号168番と169番については、過去に転用届が提出されております。 番号178番と180番につきましては、露天駐車場への転用の届出ですが、既に駐車場として使用しているため、顛末書が提出されております。 いずれも、書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い内容を精査しましたところ、適法であると認めましたので、農地法に係る事務処理要領により、事務局長が専決処理を行い、受理通知書を交付したところとございます。 以上で、報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。これについて、質疑等があればお願いいたします。 質疑がないようですので、報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、報告を終わります。 続きまして、報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による提出について、報告をします。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、説明させていただきます。</p>

議長

議案書は15ページ・16ページ、位置図は9ページと12ページから14ページになります。

今月の報告は、令和2年7月13日から令和2年8月11日までの間に受理した4件でございます。

議案の朗読は省略させていただきます。

番号175番につきましては、一般個人住宅への転用の届出ですが、既に住宅として使用しているため、顛末書が提出されております。

番号177番につきましては、過去に転用届が提出されております。

いずれも、書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い内容を精査しましたところ、適法であると認めましたので、農地法に係る事務処理要領により、事務局長が専決処理を行い、受理通知書を交付したところでございます。

以上で、報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、説明を終わります。

ただいま事務局の説明が終わりました。これについて、質疑等があればお願いします。

質疑がないようですので、報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、報告を終わります。

以上で、議事を終わります。

委員の皆様には、慎重にご審議頂きありがとうございました。次回の第11回農業委員会総会は10月6日（火）午前10時から廿日市市役所 7階会議室です。

（閉会午前11時10分）

以上のとおり会議の顛末を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年10月6日

議事録署名者

廿日市市農業委員会会長（議長）

\_\_\_\_\_

廿日市市農業委員会委員（3番委員）

\_\_\_\_\_

廿日市市農業委員会委員（4番委員）

\_\_\_\_\_